

日時：令和5年(2023年)8月28日(月)13:30～14:50

場所：かでの2. 7 610会議室

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

議題：別添「会議次第」のとおり

《開会》

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

定刻になりましたので、ただ今より、「令和5年度北海道子どもの未来づくり審議会・第1回困難女性支援部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

開会にあたり、北海道保健福祉部の森子育て支援担当局長よりご挨拶申し上げます。

【子ども政策局 森子育て支援担当局長】

北海道保健福祉部子ども政策局子育て支援担当局長の森でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、日頃から、道の保健福祉行政の推進にあたり、特段のご支援とご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、国では本年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向け、様々な検討や取組みが開始されております。

道においても、子ども子育て政策をより一層推進するため、この6月に「子ども政策局」を新たに設置し、障がい児支援、次世代養育、困難女性支援及び配偶者暴力防止などの業務を所管することになりました。

今後は、子どもに限らず、子どもに関連する幅広い分野で、年齢や制度の壁を超えた切れ目のない包括的な支援を行い、「少子化」という大きな課題に全庁一丸となって取組を進めることとしております。

その中で、近年、女性を巡る課題は、多様化、複雑化、複合化しており、女性であることに起因して社会的に様々な問題に直面する方々を支援するための施策を推進するため、国では、昨年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定し、令和6年4月1日に施行となります。

このいわゆる困難女性支援法に基づき、都道府県は、国が定める基本計画に即して、今年度中に基本計画を策定することとされております。

また、いわゆるDV防止法に基づき道が策定している「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」は、計画期間が終了するため、今年度中に新たな計画を策定する必要がございます。

本部会は、この2つの計画の策定について審議を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援等に関する調査審議を行うことを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会に新たに設置することとしたものでございまして、当面、年度内の計画策定に向けて、タイトなスケジュール

ルで御審議いただくこととなりますが、委員の皆様には、何卒、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

《部会設置根拠・部会成立宣言・委員紹介》

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

議題に入る前に、まずは本部会について、簡単に説明させていただきます。

皆様に委員を務めていただく困難女性支援部会は、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第28条に基づき設置した部会で、困難女性支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議、困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画策定の調査審議などを行うために、今年度新たに設置しました。

部会の構成は、困難女性支援部会設置要綱第3条のとおり、部会長、副部会長、部会委員を持って構成し、部会委員は部会長、副部会長を含め5名以内とし、民間支援団体、自治体職員、弁護士、学識経験者で組織することとしております。

部会委員の任期は2年以内とし、今回選出させていただいた委員につきましては、審議会委員から3名、特別委員から2名で構成しております。

ここまでの説明で、ご不明な点はございませんか。

本日の委員の出席状況ですが、委員5名のうち5名全員の委員にご出席いただいております、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第27条第2項の規程に基づき、本部会が成立していることを、ご報告申し上げます。

本日は、初めての部会開催ですので、委員の皆様から、自己紹介を兼ねて一言ご挨拶をお願いしたいと思います。名簿の記載順に私から指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(自己紹介内容は省略)

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

- ・会議次第、出席者名簿、座席表
- ・議題資料1～資料6
- ・第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の概要版と本編の冊子
- ・参考資料～「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」、「北海道子どもの未来づくり審議会 困難女性支援部会設置要綱」、困難女性支援法

本日ご持参いただいている事前送付資料を含めまして、不足している資料がありましたら、お申し出下さい。

続きまして、本日の会議ですが、概ね15時30分の終了を予定しています。

《議題（1）》

それでは、議題の（１）部会長及び副部会長の選任を行います。

部会長につきましては、部会設置要綱第３条の５により、審議会委員の中から審議会会長が指名する者とされております。

この規定に基づき、部会長は川田審議会会長から事前に指名いただきました、平井委員を選任します。

次に、副部会長ですが、同要綱第３条の７により、部会委員の互選により定める者とされております。

委員の皆様からのご意見、ご推薦等が特になければ、事務局の方から推薦をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員同意）

それでは、DV被害者支援などで幅広い見識をお持ちの、山崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員同意）

それでは、これからの議事の進行は、平井部会長にお願いしたいと思います。平井部会長、よろしくお願いいたします。

《議題（２）説明事項》

【平井部会長】

部会長に選ばれました平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の（２）説明事項のア『「困難女性支援法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく都道府県基本計画の策定について』、事務局から説明をお願いします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

議題の説明事項アについて、武藤から説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

１の概要ですが、道では、令和５年度中に、「困難女性支援法」と「配偶者暴力防止法」に基づく都道府県基本計画を策定することになっており、これらの計画の策定にあたっては、子どもの未来づくり審議会に部会を設置して審議を行います。この部会が、本日開催の困難女性支援部会です。

２の策定する計画についてですが、（１）の困難女性支援計画については、困難女性支援法が、令和６年４月施行されることになっております。

この法律において、都道府県は、都道府県基本計画を策定することが義務付けられており、今年度中に道の計画を策定する必要があります。

（２）の配偶者暴力防止計画については、配偶者暴力防止法において、都道府県は基本計画を策定することが義務付けられております。

現在、道では、令和５年度までを計画期間とした第４次計画に基づき施策を推進しておりますが、計画期間が終了するため、今年度中に新たな計画を策定する必要があります。

３の計画策定に係る審議についてですが、これについては、冒頭で説明したとおりですので、説明を割愛します。詳細につきましては、参考にお配りしている、部会の設置要綱をご

覧願います。

4の策定の方向性について、いずれの計画も、法に基づき国が定める基本指針に則して策定することとします。

なお、困難女性支援法に基づく国の基本指針において、困難女性支援計画は、「政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止計画など）と一体のものとして策定することができる」とされているため、道としては、2つの計画を一体的に策定する方向で検討を進めております。

5の主なスケジュールですが、本日を含め、部会を3回開催して審議を行い、11月中旬の審議会で素案の報告をしたいと考えております。

資料1については以上でございます。

【平井部会長】

ただ今の説明内容について、ご質問はございませんか。

山崎委員、お願いします。

【山崎委員】

困難女性支援計画とDV計画の2つを一体的に策定するとのことでしたが、両方の計画に必要なものを重複しながら作るということでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

それについては、この後説明することになっておりますが、重複部分について、DVは別立てで章を設ける考えでございます。

【平井部会長】

他にご質問ございませんか。それでは次に、説明事項のイ「配偶者暴力等に関する北海道の主な取組」について、事務局から説明をお願いします。

【子ども家庭支援課 中出主査】

子ども家庭支援課の中出です。資料2 配偶者暴力等に関する北海道の取組について、説明させていただきます。

まず、「1 配偶者暴力に関する取組」のうち、DV相談につきまして、道では、道立女性相談援助センター、本庁、各(総合)振興局計16カ所を、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定し、各振興局には「男女平等参画推進員」を配置しております。また、女性相談援助センターでは、平日夜間及び土日祝日の電話相談も実施しております。そのほか、民間シェルターに相談業務を委託し、相談を受けていただいております。

次に、一時保護につきましては、道立女性相談援助センターのほか、全道8カ所にある民間シェルター及び母子生活支援施設等4施設に外部委託し、一時保護業務実施しております。

次に、自立支援につきましては、女性相談援助センターにおいて、一時保護入所者のうち、長期の支援を必要とする女性の自立に向けた支援を行っております。また、一時保護解除後のDV被害者が、地域で自立していくために必要な支援を民間シェルターに委託して実施しております。

次に、機関連携といたしましては、本庁及び各振興局に関係機関連絡会議を設置し、DV 施策に関する情報共有などを行っております。

次に、研修につきましては、民間シェルターで活動するサポーターや DV 対策に携わる職務関係者のスキルアップのため、民間シェルターの所在する 8 市において、振興局が主催する研修会を隔年で開催しておりますほか、毎年、道庁主催の全道セミナーと、女性相談援助センター主催の女性相談関係職員研修会を開催しております。

続きまして、「2 その他女性支援に関する取組」といたしまして、性暴力被害者の相談・支援を性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）において、予期しない妊娠等に関する相談をにんしん SOS ほっかいどうサポートセンターにおいて行っております。

資料 2 については以上です。

【平井部会長】

ありがとうございました。ただ今の説明内容について、ご質問はございませんか。

山崎委員をお願いします。

【山崎委員】

今回、計画を策定するに当たっては、その他女性支援に関する取組のところに女性相談援助センターの自立支援について入れた方が良くと思いました。

【平井部会長】

はい、ありがとうございます。他何かございませんでしょうか。

では次に進みたいと思います。次に、説明事項のウ配偶者等からの暴力被害の現状について、事務局から説明をお願いいたします。

【子ども家庭支援課 中出主査】

資料 3 について説明いたします。配偶者等からの暴力被害の現状についてということで、1 ページ目については、第 4 次 DV 計画に掲載している。図表及び表について、最新の調査結果である。令和 2 年度のもの、前回の 29 年度のものを比較したものになっております。平成 29 年度に比べ、男女ともに被害経験は全体的に減っておりますが、男性より女性の割合が高いことや被害の内容の傾向に目立った変化はないということになっております。

次に、北海道の状況についてということで、3 ページの一番下、図 13 になります。道内の相談件数は横ばいから若干増加している状況です。一方、4 ページの図 14 に行ってくださいと、一時保護人数につきましては、令和 2 年度 3 年度は新型コロナの影響があったのか、例年に比べて少なくなっております。なお、まだ資料の方には掲載しておりませんが、令和 4 年度については、増えている状況になっております。北海道相談状況等の数字につきましては、今後令和 4 年度の件数に更新して参ります。

次に 6 ページの図 17 になりますが、全国との比較で見ますと、(1) 女性の人口 10 万人当たりの配偶者暴力相談支援センターの相談件数は全国 189 に対し、北海道は 123 で、全国の 65% ほどですが、一時保護件数は全国 5 件に対し、北海道 8 件で 1.6 倍、保護命令件数は全国と同程度となっております。北海道は他府県と比べまして、民間シェルターが多く設置されておりますこと

から、一時保護件数が多い状況になっていると考えられます。

最後に参考といたしまして、ひとり親の現状として、母子世帯と父子世帯の年収及び就業の状況を掲載しております。全体的に年収・就業とも改善は見られるものの、母子家庭と父子家庭を比較すると、大きな差があります。母子家庭世帯の半数近くが年収 200 万円未満、300 万円未満と合わせると 8 割近くを占めており、父子家庭世帯と比べ低所得者世帯が多いことが伺えます。就業につきましても 4 割以上が、臨時・パート等を占めておりまして、父子家庭世帯と比べ、非正規雇用者が多くなっている状況です。

補足ですが、こちらの資料 3 にあります図〇と、表〇につきましては、第 4 次 DV 計画の冊子の 3 ページ目から 12 ページ目に対応したのになっております。以上です。

【平井部会長】

はいありがとうございます。ただいまの、説明についてご質問はございませんでしょうか。

私の方から一言、6 ページのひとり親の現状ですけれども、確かに北海道は全国平均と比べましても、収入がとても低い状態になっております。ですが、就業率は全国調査では 86%なのに、北海道 89%なのですよね。ですから就労率は高いのですよ。ですけれども収入が低いということはそれだけやっぱり、賃金が低いということでもあると思いますので、ただ就労率を上げるだけでは収入が増えていかないということだと思います。

その他何かございませんでしょうか。では、次に移らせていただきたいと思います。

《議題（3）審議事項》

【平井部会長】

それでは議題の 3、審議事項に移ります。審議事項は北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）の計画骨子案についてです。まずは、事務局から説明お願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

子ども家庭支援課の武藤の方から説明をさせていただきます。

資料の 4、5、6、主に資料 6 を使って後ほど、説明をさせていただきますと思います。

これから、本日のメインであります、困難女性支援計画に係る計画骨子案、計画に盛り込む項目について、事務局案を説明させていただき、皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

今回新たに策定をする。困難女性支援計画、そして見直しを行ういわゆる DV 基本計画の都道府県基本計画につきましては、国の基本方針に基づき策定することになっております。ちょっと量が多いですけども参考までに資料 4 が先ほどから出ている、国が定める「困難な女性の支援のための施策に関する基本的な方針」、基本方針と言われているものでございます。なお、配偶者暴力防止の基本計画につきまして、現在のものはですね、先にお配りさせていただいた第 4 次計画の冊子の 50 ページに掲載されております。なお、現在国で改定作業をしております、国に確認をしたところ、9 月中に新たな改訂版が、DV の方については出される見込みになっております。まずそれを踏まえていただければと思います。

次に、資料 5 が本日事務局の方からお示しする計画骨子案になっておりますが、資料 6 の横表

ですね、大変字が小さくて申し訳ないのですが、まずはこちらの方で説明をさせていただきたいと思います。

資料6は、今お話しした国が示した困難女性支援法の基本方針に基づき、厚生労働省が各都道府県に国が示した基本計画策定のイメージでございます。左側が国の基本方針に基づき、国が策定したイメージで、右側の方が、今日ご提示させていただく、北海道の計画骨子案になります。

道としては国の、困難女性支援計画策定のイメージですね、国が示したものを参考に、道の現行の配偶者暴力防止計画の先ほど山崎委員からもご質問ありましたが、そこにDVも必要事項を盛り込みたいと考えております。

では資料6を使って、まずは全体のイメージをお話させていただきます。まず左側ですね、国の方では第1章、策定に関する基本的な方針として、基本的な考え方、計画の位置付け、計画期間等々ですね、盛り込むとされております。右側の道の計画骨子案としまして、まず、1の(1)、策定の趣旨につきましては、国の基本イメージを参考に記載をすることとして、ここに併せてDV防止計画の趣旨も記載をすることとしております。それと困難女性支援計画とDV計画の両計画を統合する趣旨も、この1の(1)に盛り込むこととしております。

続きまして、この1の(2)、計画の位置付けとしましては、国の方では当然、困難女性支援計画の法律に基づく一本だけですけれども、北海道の方では、今のDV防止計画に基づく基本計画も併せて作るので、ここに困難女性支援計画等をDV計画の法の趣旨を計画の位置付けとして盛り込むこととしております。計画の期間につきましては国と同じ、令和6年度から令和10年度の5年間とすることとしております。

現状及び課題につきましては、まず(1)の現状ですけれども、ここに女性相談支援センターとか女性相談支援員における現状等を記載することが国イメージで示されております。ここも北海道の方でも国の方のイメージを参考に策定しますが、ここに配偶者からの暴力被害の状況を盛り込むこととしたいと考えております。

続きまして、(2)の課題は国のとおり、1枚めくっていただきまして2ページですね、基本目標につきましても、国の示したものをですね、これ国の方は全部基本指針に即したものですので、これを踏まえて道の方でも必要な目標値等々を記載したいと考えております。

第2章に行きまして、困難女性を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項につきましても、左側の国のものに合わせて、道の施策に必要な事項を、今のところ盛り込みたいと考えております。

続きまして3ページにいただまして、2の支援の体制ですね、ここも国のものを参考に今、項目を考えております。

次に第3章、左の国の方では、「その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項」という項目を設けております。ここの1では、第2章の1及び2の中に記載されていない施策であって、今後実施する予定のものについて記載をするということでモデルが示されているところがございます。ここにつきましては北海道のものでも別途検討しますが、基本的に1及び2ですべて盛り込まれることになるので、のちほど別途ですね、策定作業をする上でどうしても盛り込めなかったものについては、この第3章に出てくることになるのかなというふうに現在考えております。

続きまして第3章の2ですね、基本計画の見直しという項目があるのですが、これについては北海道の方では、備考に記載させていただきましたが、基本計画の見直しについては道の方では

第5章、計画の推進という項目を設けますので、今そこで整理をするということで予定をしております。国のイメージは第3章までですが、道の方では第4章以降、設ける予定です。左側の点線で囲った部分、＜以下、第4次北海道配偶者暴力防止基本計画より抜粋＞というところがあるのですけれども。ここが、項目が今現在の道の第4次、いわゆるDV基本計画に掲載されている目標値などがございます。この部分を道の方では、第4章として章立てした上で、一部DV基本計画も改正がありますので、その改正に合わせた文言等の整理をして、第4章に基本的には掲載をさせていただきたいと思っております。なお第1章第2章ですね、当然重複してここで載せる必要がないといったものについてはですね、4章から落としていくのか、或いは再掲するのかとは別途検討させていただきたいと思っております。

そして最後、4ページ目、道の計画骨子案の第5章につきまして、一つ目、計画の推進体制、二つ目、計画の点検評価ということで備考に記載しておりますが、北海道で作っております各種計画にはこのような項目がありますので、それを参考に計画の点検評価や、見直しについてこの表で整理をさせていただく予定としております。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

【平井部会長】

ただいま計画骨子案について事務局から説明がありましたが、計画に盛り込むべき項目について審議させていただきたいと思えます。委員の皆様からのご意見、ご質問を受けたいと思えます。いかがでしょうか。山崎委員お願いします。

【山崎委員】

第1章から第5章まで、全部通して、質問とか意見とかしていいでしょうか。

そしたらですね資料5のところ具体的な道の骨子案が書かれているので、それ例に基づいてやりたいと思えます。

まず第1章の1のところ、策定の趣旨と計画の位置付けと、計画の期間というふうになっているのですけれども、基本計画の中では、この困難女性支援法の概要、どういう概要なのかってことでその目的と理念、そして支援の対象、従来の売防法からどう変わったのかってことで、その機関の名前がまず変わりますよね。婦人相談員の名前も変わるということもあるので、そういうのをさっくりと入れた方が、読んでる人はわかりやすいのかなっていうふうにしたので、ここの中に、例えば計画の位置付けの次に(3)として、困難女性支援法の概要っていうことで、入れていただけたらと思えました。

それと、計画の期間ですけれども、国では5年ってなっていますけれども、この国の5年っていう根拠が、その時の見直しに、5年後に国で見直すっていうことなのですよ。国で見直すってことは自治体がどういうふうになっているのかってのを参考にして見直すので、私は5年ではなくてもっと短い3年とかで見直しをして、そして、また次の基本計画の中でやってみてこうだったってのを国に示したほうがいいと思うので、私は2年じゃ短いかもしれないけど3年にしたほうがいいかなと思えました。

それとあと課題なのですけれども、c、d全部そうなのですけども、相談件数に対する支援体制の「適否」ってあるのですか。下も全部適否になっているのですけども、適否ってというのが一つのものか悪いかの判断って言葉なのでそうではなくって、相談件数に対する支援体制のあり方とか、そういう「あり方」って言い方がいいかなって思いました。相談者のニー

ズに応じた支援体制のあり方、一時保護件数や施設入所者数のあり方、そして民間団体との協働のあり方っていうような、ことがいいかなっていうふうにちょっと感じました。

現状のところ女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体、配偶者からの暴力被害っていうことを現状調査するのですけれども、ぜひ、当事者と支援団体のヒアリングを行うっていうふうに入れていただきたいのですよね。現場の声、当事者の声を、当事者の声こそ基本計画に盛り込むべきだと思いますので、ここに当事者・支援団体へのヒアリングに繋がるような文言を入れていただければいいなって思いました。

それとあと次の2ページ目の基本目標のところなのですけれども、eのところの「協働する民間団体数」ってあるのですけれども、北海道ってすごくたくさん民間団体があって皆さんそれぞれ、しんぐるまざあず・ふぉーらむもそうですけども、それぞれ本当にみんな持ち出しで一生懸命やっているっていう団体がたくさんありまして、そういう団体が北海道内にどのぐらいあるのかとか、きちんと洗い出しをして、そういったところからもヒアリングをする。今回の新しい法律ではDV被害者だけではなくて、性暴力ですとか若年妊娠ですとか、LGBTQですとか、あと外国籍ですよね、特定実習生など、そういった人たちの支援をしているところがあって、そういう民間団体がそれぞれ協働しなければいけないので、そういった意味では協働する民間団体の、洗い出しヒアリングみたいところでやってもらえたらなっていうふうに思いました。

そしてあと第2章の(9)のところなのですけれども、3機関だけの名前、女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員等によるアフターケアに関する取り組みを記載ではなくって、民間団体、北海道には8ヶ所のDVシェルターと、あじーるさんも含めると9ヶ所、支援しているところがあるので、女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員、民間団体等によるアフターケアに関する取り組みを記載っていうふうに、3機関だけっていうことで限定ではなくて、北海道では3機関と民間団体を対等な支援機関というふうに位置付けて考えてもらいたいなって思いました。

そして次3ページですね、あと(4)の、今回の支援調整会議っていうのが、新しくっていうか、DV防止法でも似たような協議会っていうのがあるのですけれども、これすごく大事だと思っていて、そのうち支援調整会議のところの支援調整会議の参画機関や会議の内容個人情報の取り扱い、及び記録のあり方についてっていうことで、書いていただきたい。それはなぜかっていうと、各市町村だとかで全部バラバラの記録なのですよね相談票が。そうではなくてできたらもう相談票の書式を統一してしまっておまけに、これ久留米でやっている例なのですけれども、当事者も自分の相談票を持っていて、その相談票を各いろんな関係機関に持っていくと、ここではどんな支援をしましたってどんどん足ささって行って、次にいった関係機関で、この人はこういう支援を受けているんだねって分かるようなシステムになっているのですよね、そういったことでちょっと相談票のあり方も含めて、当事者にとってすごく支援されやすい形の相談票についての改定も考えていただきたいと思ひまして、「及び記録のあり方」っていうのをに入れてもらいたいなって思いました。

第4章のDV防止法に関することなのですけれども、一番最初に啓発がくるのってちょっと、一番最初はやはり、被害者の発見や相談体制の充実が来て、この啓発に関しては、苦情の適切な対応の後でいいのではないかなって、ちょっと思いました。7の次の順番がちょっと変わってくると思うのですけど。

それとあと、5のところ、DV防止法の5の(1)が民間団体との連携、(2)が市町村関係機関

団体等との連携協力っていうことがあって、今度新しいDV防止法では、第5条で協議会の設置っていうのが努力義務ではあるのですが、それはぜひ必要だと思うので、協議会の設置っていうのもぜひ入れてもらいたいっていうふうに思っています。以上です。

【平井部会長】

事務局の方から、お願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

ありがとうございます。今いただいた意見につきましてはちょっと事務局の方で整理をさせていただきますまして、盛り込むことの可否も含めまして、次回までにちょっと整理をしていただきたいと思います。

なお、計画期間ですけれども、今、道の一般的な計画でいきますと、大体5年なのです。国の方も指針の見直しが5年ということになっていますので、現時点では、かなり厳しいかなという所感です。

【山崎委員】

困難な問題を抱える女性の、これも内部情報なのですが私たちの仲間がいろんなところで審議委員やっているのですよね。そういった意味では、2年だよ、3年だよっていうところがありますので、やろうと思えばできるかなと思いました。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

ちょっと検討させてください。

【平井部会長】

他、何かございませんでしょうか。

田中委員お願いいたします。

【田中委員】

先ほどの山崎委員の話についての質問もいいですかね。先ほど久留米の方で相談票のあり方というお話があったと思うのですがけれども、苫小牧市のシステムだと、様式がもうシステム上で定められていて、それを吐き出すというような状況なのですよね。ですから様式を変えらるとシステムとの契約から変えなきゃいけないっていうような状況になっていて、実はその他がバラバラだったということを知らなかったっていうところだったのですがけれども、久留米市でそういった統一のやり方をされているということですかね。

【山崎委員】

そうなのです。市なのですよね、福岡県ではなくって久留米市なので多分できているのだと思うのだけれども、いずれにしても相談票が援助センターに報告するのはこの書式、警察に提出するのがこの書式っていうことではないようなシステムづくりっていうのをさせていただくと、支援者の方としては助かるし、それとあと、支援を受ける側も、自分が今までどんな支援を受けて

きたのかっていうのをぱっと見ればわかるっていうような、そういう書式があるといいなっていうふうに思っていて、もう決まっていてシステムを変えなきゃいけない自治体はたくさんあると思いますので、それは大変なのかなと思うけど、何かいい方法を考えたいなっていうふうには感じています。

【田中委員】

あとですね、私、配暴センター、2年目ということではあるのですがけれども、相談員の方のご苦労とか大変さとか、生活者として、このまちで暮らしながら被害者・加害者と遇うかもしれないっていう危険性があるっていうところに対して、何かできないかなっていうのを常日頃考えているところです。相談員保護というか、相談を続けるためには安心して、少なくとも、ハードっていうのかな、仕組みとして、何か安心できるような仕組みを何かできないかなというところを感じているので、もしそういったところですね、他の都道府県とかでもやっているような事例がありましたら、こちらの方に含めていただけると、そういった支援者の方もどんどん高齢化して次にどうつなげていくかっていうのが大変な時期に来ているのですよね。そういった方たちが、次の人たちにも安心して続けられるよっていうような、そういった持続可能性というところを、何か北海道としても入れていけたらなと思っているところです。具体的な案がなくて申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

【平井部会長】

今のご意見については、検討するということでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

自治体側の意見として、当然反映させればなければならないと思いますので、検討させていただければなと思っております。

【平井部会長】

今、田中委員がおっしゃったこと、とても大事だと思います。山崎さんもだと思いますけれども、私も本当に危険を感じるがありますので。相談をしてくれる方を増やすためにはそういう安全なことも考えていかなきゃいけないかなというふうに身をもって思っておりますのでよろしくお願いします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

ちょっと1点加えるとすれば、我々、北海道179市町村を所管しておりますので、人口200万近い札幌市から、千人を切る村まで、なかなか一律にということは非常に難しいので。内部でもよく、小さな町の場合はどうしたらいいのだろうねっていう話がよく出るので、そこは皆さんの意見もお伺いしながら良い方策を考えていければと思っております。

【平井部会長】

他、何かございませんでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

1点補足ですけれど、先ほどの山崎委員から、当事者や民間団体の声ヒアリングということで、我々もそれをしなければならないという認識でおりますので、どういう団体がいいのかとか、当事者の方は我々が実際に把握することは難しいと思いますので、ぜひお知恵を貸していただければなと思いますので、その節はどうぞよろしくをお願いします。

【平井部会長】

資料4の基本的な方針の中の4ページにも、行政と民間団体が双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められると書いてありますので、ぜひ民間団体も先ほど山崎さんもおっしゃったように、この支援の方、実行していく中で対等な立場で扱っていただけたらなというふうに思います。

また次のページのこの資料4のですけれどもね、私もひとり親の支援をしております、同じ北海道に住んでいても、支援を受けられたり受けられない自治体があったりということがあります。この資料4の5ページにも、地域によって困難な問題を抱える女性の対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者がどこにいたとしても、十分な支援が受けられるようにというように書かれておりますので、本当に北海道広くて、運営は自治体にお願いするしかないとは思いますが、本当に少しでもそういう格差がないような施策ができればいいなというふうに思っております。

あと、この困難な女性、先ほど私も自己紹介の時にお話させていただきましたが、もちろん、DV被害者、性被害者だったり虐待のサバイバーだったりとか、社会的養護出身だったりとか、若年の特定妊婦さんとかはもちろんですけれども、普通に働いていて、40代50代になって、女性の非正規雇用とても多いのですよね。で、本当は自分が支援を受ける立場だとは思っていませんし、また、私たちというか行政側というか、支援が必要な人っていうふうにはなかなか見てもらえないのですけれども、コロナ禍でも一気に貧困に陥ってしまったのですが、そういう大きな被害を受けたとか、そうではないけれども、本当に厳しい暮らしをしている女性ってとても多いのですよね。そういう人たちにも何かこう、支援が受けられるような、困難な女性であるというふうな発信が、自分では認識してないと思うのですけれども、そういう経済的に大変厳しい状況でも、相談できるんだよというようなところも、ぜひ盛り込んでいけたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

困難な立場にある、自らはなかなか言い出しづらいのかもしれないですけども、少しでもそういう声が拾える、発信できるシステムというのでしょうか、普及啓発というのでしょうか、そういうのも必要だと考えておりますので、まず適宜そこら辺も盛り込んでいければと思っております。

【平井部会長】

はい、ありがとうございます。他何か、川田委員何かございませんでしょうか。

【川田委員】

細かいところはわからないところが多いのですが、ちょっと教えていただきたいのが、支援を進めていくっていうに当たっては、先ほどもお話ありましたが、その支援の担い手の方々の支援というところがとても肝要になってくると思うのですが、こちらの領域の制度・政策よく理解しておりませんので、ちょっと教えていただきたいのですが、例えば平井委員とか山崎委員とかが活動するために、どういった財政基盤を持って活動ができるようになっているのか、そしてこの基本計画の中、直接じゃないのかもしれませんが、結局、計画をしっかりと進めていくためには、その担い手の状況を良くするっていうような、そういうことも考えた体制を作っていないとサステナブルではないのではないかなと思うのですが、担い手の育成であったり、民間団体へのいわゆる補助金の問題であったり、そういうことについては、今回はここでは扱わない話なのかどうなのか、ちょっと教えてください。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

計画には、皆様の声、この後ですね、最後、パブリックコメントをいわゆる一般の方どなたでもって意見を拾いまして計画を作っていきますが、具体的な財政的な支援までは計画に盛り込むということはしません。

それで、それを元に必要な事項は、別途道の方で予算要求をしていくというシステムになります。ですので、基本、ここにこれから、最後成案になって、書かれたことについては、目標として当然それは道の責務としてやっていくのですけれども、必ずしも全部が全部、財政的な支援ができるかという、そこはちょっと財政当局との話し合いというか協議になりますので、それについて、今すべてお約束できるということはないということで、一つ申し上げたいと思います。

それと担い手についてはですね、当然多くの基本指針にも研修等々、盛り込まれておりますので、そこは行政の担い手、相談員等々の研修、あるいは今度は民間の方の支援についての研修というのが必要になってくるのかなと思っています。そういう部分では、当然お金がかかる話ですので、そこは必要な予算は、当然盛り込んでいくことになろうかと思っています。

【山崎委員】

くれぐれも連携協働という名もとの、私たちがずっとやってきたタダ働きにはならない施策をお願いしたいっていうふうに強く思っています。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

ご意見としては、重々承知しました。

【平井部会長】

はいそうですね。相談に行くまでの支援っていうのがとても私たちに時間のかかるところなのですよね。山崎さんいつもご苦労されていると思いますけれども。そういうところにもきちんと見ていただけたらなというふうに思いました。要望ですけれども。まだ何かございませんか。

【山田委員】

はい。私も今のお話は全く同感です。私がDV被害を受けてシェルターに入った方の支援をしていますと、一時保護として施設に入っている間の費用は出るけれども、実際は自立をされた後、

いろいろな困難が待ち受けているわけですね。私たちはそのあと、離婚の手続きであったり面会交流の手続きであったりを進めていくわけなのですけれども、2年3年とかかることがざらにあります。その間、民間シェルターの方が一緒に付き添ってくださったり、同伴の児童の方がいらっしやれば、お子さんのケアのために、キャンプとかですぬいろんな交流企画を設けて、そこでお子さんが他のお子さんと触れ合えたり、お母さん自身が、他のお母さんと交流できたりっていうことで、生活面、それから他の機関との連携の面、いろんなところでサポートされているのが非常によく見えます。私自身はその一部の法的な支援っていうところしか担っていないのですけれども、民間シェルターの方がハブになっていろんな支援をサポートされているというのがよく見えます。それに対しては必ずしも、お金が払われてないというふうに聞いています。苫小牧市さんはそこに対して財政的な保証を出すという制度を何か前に始められたっていう話を聞きましてどこの市町村もできるというわけではないのかもしれないのですけれども、その整備というのが、非常に大事だと思っていますので、ぜひ道の方でも、予算要求をどうなのですかね、道から各市町村に対しての補助というのが制度的にできるのかどうかっていうのはわからないのですけれども、やはり、支援員の方達の熱意だけで担っていくということではできないと思いますので、そこについては、必要な支援だと実感していますので、ぜひ財政的なバックアップをしていただきたいと思っています。

もう一つ、項目として上がっているのですけれども、同伴児童の方のケアというのに、非常にDV被害を受けたお母さんが苦勞されているというのを目にします。同居中にいろんなストレスを受けた後で、別居をして、別居後に色んなお子さんの問題が噴出するということがよくあるかと思えます。ただ、なかなかケアに結びつかない、シェルターにいらっしやると、シェルターのスタッフの方がつないでくださったりということはあるのですけれども、適切な情報と適切な相談先があると、その後の生活の安定に繋がると思っていますので、ぜひ、ここは大事なところだと思っております。なかなかお母さん自身が発信できない方もいらっしやるかもしれないので、そこはアウトリーチというのですかね、時々面談をして状況を聞くなどしてお子さんのケアっていうところは、必要なところだと思っております。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

財政的支援については、繰り返しになるのですけれども、鋭意努力をさせていただければと思います。

それと、今、山田委員からお話がありました同伴児童への指導への支援につきましては、今年の5月までDV・女性支援は環境生活部の方で、そして子ども関係は保健福祉部の方で所管しておりましたが、このたび6月の機構改正によりまして、DV・困難女性支援は当課、保健福祉部門で一括所管することになりました。ですので、児童の関係については我々非常に強みノウハウ、児童相談所を抱えておりますので、ここは今後、女性相談援助センターや、あるいは民間シェルターさんと連携は強力にしていけるのかなというふうに考えておりますので、あらゆる機会を通じて協働ができるように努力をさせていただきたいと思っております。

【平井部会長】

今のDVを受けた児童への支援ですけれども、そういうプログラムもありますので、ぜひそういうプログラムを実施する団体にも連携していただいて、また予算のことになりますけれども、

それをお願いできたらなと思います。本当にやっぱりお子さんのケアってお母さんだけではできませんよね。そこが本当にお子さんの将来にも繋がっていくことでもありますので、お子さんのケアというのがとっても大事ななというふうに思います。

【山崎委員】

シェルターをやっていて、そのお子さんのことに関して私たちが非常に苦慮しているのは、北海道と、政令市である札幌市の二重構造なのですよね。うちのシェルターには、札幌市外から苫小牧からも来ますし、色んなところから来るのだけれども、逃げる前に道児相が関わっていると、札幌市に来た時に継続的にシェルターにいる間は、札幌市児相が関われないっていうふうになっていて、本当は心理士さんに話を聞いてもらいたいものだけれども、ちょっとこの子、道児相が関わっているから札幌市では、っていうふうになっちゃうのですよね。だから、札幌市も道も連携して情報を交換して、子どものサポートできるような児相のシステムっていうのも、非常にそれを欲しいなっていうふうに思っているところです。

【子ども政策局 森子育て支援担当局長】

児相の話題になりましたので私から。北海道、道児相8ヶ所、札幌市1ヶ所ということで、今札幌市の方は2ヶ所目の建設ということを考えていますけれど、ケースの移管、ケースを所管して責任をもって、ご相談最後まで対応するのはどちらの部署になるのか、それからやはり個人情報の問題がございますので、今お話いただいたような子どもさんがケア、もちろんご家族丸ごとケアなのですけれども、これで、子どもさんが問題を潜在させているというようなときに、どちらがケアをするのか、それから児童相談所も、皆さんご承知と思いますけれども、目の前の虐待相談に対応が追われていて、そのあとのフォローですとかカウンセリングですとか、そちらまで十分できないと。人材不足ということもございますので、そうしますと、むしろ、それ以外の治療をしていただける、カウンセリングをしていただける機関を早くご紹介するとか、移管を早く手続きをするのかというようなことも、やはり関わっておられる皆さんと、しっかり打ち合わせをさせていただきながら、適切な対応持続にしていくということが必要になってくると思います。

先ほど補佐からもお話しましたが、まさに今、そのことが組織として、一体化しましたので、今、児相の方は、道児相それから札幌市児相と、定期的に打ち合わせをする機会も設けておりますので、この問題についても考えていきたいというふうに思います。

【山田委員】

山田でございます。関連しまして、お子さんの精神的なケアのことなのですけれども、児相さんの方で心理的なケアが続いている間はいいと思うのですけれども、個人的に児童精神科を予約しようと思うと非常に予約がしづらくて、コンサートのチケットのようにですね、「何時から電話開始です」みたいなことで、もうかからない、繋がらない、繋がった時にはもういっぱいですっていうようなことがよくありますので、ちょっとどのケースをどういうふうに割り振りするかっていうのは難しいのかもしれないのですけれども、やはり、必要なケースにその一般的な申し込みとは違った枠を準備して、スムーズに一般の児童精神科の方につなげられるっていうシステムがあるといいなっていうふうに思いますのでよろしくお願いします。

あともう1点、面会交流の支援について触れさせていただきたいのですが、特にDVの関係の支援になるかと思うのですが、DVが理由で別居をして、お子さんを監護しているという場合に、他方の監護していない親の方から、お子さんとの面会を申し入れられるというケースが非常に多いです。裁判所としても、お子さんに支障がない限り、面会交流は実施するのは子の福祉に叶うということで、面会交流の実施に向けて、働きかけをするということになります。ただそうなるそうですね、面会交流をどうやって実施するのかというのが非常に問題になっていて、札幌市内には2つ面会交流を支援する第三者機関がありまして、そこを利用するというのも可能なのですが、札幌市以外では、道内に面会交流を支援する機関というのは、私自身は把握していないところです。実際に、室蘭ですとか苫小牧の事件も扱っているのですが、そこに住む方が札幌まで来て、その第三者機関を利用するというケースもありますし、そもそも来られないので利用ができず、親族を介してやろうとしたり、もしくは親族がいないので、うまくいかない、当事者が何とかやろうとするけれども結局うまくいかなくて、頓挫してついでに、当事者が大きなストレスを抱えて、お子さん自身もそれで大きなストレスを抱えるということを目の当たりにしております。ぜひ、全道的に利用できる面会交流支援が、行政の方で、あるいは民間団体が実施できるように、施設を提供するなど、そういった形で支援の輪を広げていただきたいと思います。以上です。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

ありがとうございます。なかなか難しい問題ですが、今後、可能な限り検討をしていきたいと思っております。

【平井部会長】

はい。今の面会交流についてお話がありましたが、山崎さんもだと思いますが、私のところにもとても相談が多いです。

また本当に今、法制審議会の家族法部会でも審議が進んでおります共同親権についても大変危惧している方々も多くあります。なかなか家裁も人員不足ですから、本当に丁寧なアセスメントができていないという、大変失礼な言い方かもしれませんがそうではないと思うのですよね。

30分の別居親との面談を見て、普通に会話していたから面会交流は進めましょうというようなことになって、決まってしまうということもありますし、それによって、もちろんですね、どんな状況でも会いたいと思う子さんもいらっしゃいますし、また逆の会いたくないというお子さんもいます。会いたいという声はこうマスコミとかにも報道されているのですが、本当は会いたくなかったという声はなかなかマスコミには報道されません。そこら辺の、子どもの意見を聞くということも難しいことではあるのですが、子どもが意見や考えを表明できるようにサポートするそういうことが実際に行われていけばいいと思います。

東京都には面会交流センターがあるのですが、そこも所得制限があったりとか、利用回数も限られていますので、なかなか皆さんが使えるという状況ではないと思うのですが、やはり日本はまだこの公的な安心できる面会交流センターっていうのが少ないと思いますので、これは道というよりは国に要望することだとは思いますが、そういう課題を抱えている方々もいるってことは知っていただけたらと思います。

あと他に何かございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。時間がまだ余裕がありますけれども、ほかに何かこう、全体を通してでもよろしいので、ございませんでしょうか。

特にこれ以上発言がないようであれば、以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。よろしいでしょうか。

では進行を事務局にお返しいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

平井部会長、各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

本日説明させていただいた計画骨子案と、皆様からいただいたご意見を踏まえて、事務局で項目の洗い出し、そして計画のたたき台を作成していきます。

なお、計画に盛り込むべき事項につきまして、追加でご意見等があれば、事務局の方にメールでお寄せいただければと思います。ひとまず、9月15日を目途にいただければありがたいと思います。

それでは、次回の部会では計画のたたき台で審議していただく予定としております。開催ですが、10月上旬に開催したいと考えております。また別途、日程調整をさせていただきますので、ご協力の方よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度北海道子どもの未来づくり審議会第1回困難女性支援部会を閉会させていただきます。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。